

別表十七（二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第66条の5の2第4項（《関連者等に係る支払利子等の損金不算入の適用除外》）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「関連者支払利子等の額の合計額1」は、措置法第66条の5の2第2項（《関連者等に係る支払利子等の損金不算入》）に規定する関連者支払利子等の額の合計額を記載します。
- 3 「控除対象受取利子等合計額2」は、措置法第66条の5の2第3項に規定する控除対象受取利子等合計額を記載します。
- 4 「支払利子等の額5」は、支払利子等（措置法第66条の5の2第2項に規定する支払利子等をいいます。）の額を記載します。
- 5 「連結完全支配関係がある連結法人に対する支払利子等の額6」は、「5」の金額のうち、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して支払われた金額を記載します。
- 6 「関連者等に対する支払利子等の額で当該関連者等の課税対象所得に含まれるもの7」は、「5」の金額のうち措置法第66条の5の2第2項に規定する関連者等に対して支払われたもので、当該関連者等の同項に規定する課税対象所得に含まれる金額を記載します。